

豊田市中心市街地活性化協議会 幹事会 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊田市中心市街地活性化協議会規約第15条第3項の規定に基づき、豊田市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 幹事会は、豊田市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる活動を行う。

- (1) 協議会の効率的な活動及び事業実施に必要な事項
- (2) 協議会への提案事項の調整に関する事項
- (3) 協議会の運営に関する事項
- (4) その他協議会の運営及び活動全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事、タウンマネージャー、協議会事務局長をもって組織する。

(幹事)

第4条 幹事は、協議会構成員から会長が指名する構成員をもって充てる。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて開催する。

- 2 幹事会は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、豊田商工会議所と豊田まちづくり株式会社が共同して処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が幹事会と協議のうえ別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月30日から施行する。